

岐南町から転出される方へ



手続きはお済みですか？

区 分	岐南町での手続き	備 考	担当課
印鑑登録	印鑑登録証を返却してください。 転出（予定日）以降は、自動的に廃止されます。	転入先の市区町村で、印鑑登録の手続きをしてください。	住 民 課 1階 ①番
住民基本台帳カード	「住民基本台帳カード」は特に手続きはありません。 （公的個人認証サービスの電子証明書は自動的に失効されます。）	「住民基本台帳カード」は、転出先の自治体で継続利用の手続きをしてください。 ※現在は発行はしていません。	
マイナンバーカード （個人番号カード）	「マイナンバーカード」の手続きは特にありません。	転入先の自治体で継続利用手続きが必要となります。	
マイナンバーカード による特例転出	転出証明書は交付されません。	転入手続きには、マイナンバーカードを必ず持参し、転入先の自治体で「特例転入」であることを伝えてください。	
防災無線機の返却	防災無線の本体、電源コードなど貸与したものを必ず返却してください。		
国民健康保険 （被保険者）	被保険者証を必ず返却してください。 転出日以降は使用できません。	転出先の自治体窓口で、改めて加入手続きをしてください。	保険年金課 1階 ②番
国民年金 （加入者）	転出時点での手続きはありません。	必要に応じて、印鑑、国民年金手帳、本年度の保険料の領収書等を持参の上、転出先の自治体で加入登録してください。	
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出先が県内の場合、岐南町の被保険者証を転出先へ提出してください。 ・ 転出先が県外の場合、岐南町の負担区分証明書を転出先へ提出してください。 	転出先の市町村で、改めて加入手続きをしてください。 【県内へ転出の方】転出先の市町村で、岐南町の被保険者証を回収します。転入の手続きの際被保険者証を持参して下さい。 【県外へ転出の方】転出の手続きの際、被保険者証を岐南町へ必ず返却して下さい。	
介護保険 （被保険者）	被保険者証を返却してください。 転出日をもって資格が喪失します。	介護認定を受けている方は、「受給資格証明書」を持参の上、転出先の自治体で登録手続きをしてください。	
介護保険 （認定者）	被保険者証を返却してください。「受給資格証明書（転出者用）」をお渡しします。		
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	手当を受給されていた方は廃止手続きをしてください。	転出先の自治体窓口にて障害者手帳の住所変更が必要となります。また、手当てを受給されていた方は改めて受給手続きをしてください。	福 祉 課 1階 ③番

区 分	岐南町での手続き	備 考	担当課
福祉医療	福祉医療費受給者証を必ず返却してください。転出日以降は使用できません。	健康保険証を持参の上、転出先の自治体窓口で、改めて受給の手続きをしてください。転出先の市区町村によっては「所得課税証明書」が必要となる場合がありますので、事前にご確認ください。	福 祉 課 1階 ③番
児童手当	転出の手続きをしてください。	転出先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	健康推進課 1階 ④番
児童扶養手当	児童扶養手当証書の返却、および転出の手続きをしてください。	転出先の自治体窓口で住所変更の手続きをしてください。	
幼児教育無償化 (幼稚園等)	転出の手続きをしてください。	転出先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	
妊婦健康診査受診票	受診票は使用できません。	転出先の自治体で改めて請求手続きをしてください。	
予防接種予診票	予診票は岐南町・笠松町以外では使用できません。	転出先の自治体窓口に残りの予診票を持参し、交換の手続きをしてください。	
町立小中学校から 転校する児童・生徒の転校	今までの学校で転校の手続きをして、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。※通学安心システムをご利用の方は、ICタグを学校、または、生涯教育課へ返却してください。	左記の証明書を持参の上、新しい学校、または教育委員会で転校手続きをしてください。	生涯教育課 2階 ④番
原動機付き自転車の 廃車	印鑑、ナンバープレート、「標識交付証明書」「本人確認書類」を持参の上、廃車手続きをしてください。	転出先において再度、使用する場合は、印鑑、自賠責保険証書、「廃車証明書」を持参の上、登録手続きをしてください。	税 務 課 2階 ②番
水道料金	転出予定日の1週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターへご連絡ください。	岐南町水道料金事務センター 八剣北4丁目89番地三起第一ビル1階 西 ☎259-3700	水 道 課 4階 ①番

★ 町（市）県民税（住民税）について税務課からのお知らせ！

住民税はその年の1月1日現在で住所のある人に対して課税されますので、岐南町から転出されても本年度の住民税は岐南町に対して納付いただくこととなります。それに伴い、所得証明や納税証明などの各種証明書は本年度分（前年所得分）については岐南町役場の窓口でのみ発行可能のため、転出先の市町村では発行できませんのでご注意ください。ただし、転出先の市町村が広域相互発行市町村*の場合はその窓口で発行できる場合があります。

また、遠地へ転出の場合は郵便による請求も可能です。請求方法については岐南町ホームページ「ぎなんねっと」をご覧ください。岐南町役場税務課へお問い合わせください。

なお、特別徴収（給与天引）により納付いただいている方で、転出と同時に転職や離職される場合、それ以降の納付については普通徴収（ご自身による納付）に変更されます。納付書は、転出先へ郵送しますので、納付書記載の金融機関等で納付してください。

転入届は、新しい住所地に住み始めてから**14日以内**に、下記のものを用意して、転入先の自治体で手続きをしてください。

- (持ち物) 1. 転出証明書 2. 印鑑
3. マイナンバーカード
4. 窓口へ行かれる方の本人確認ができる書類
(運転免許証など顔写真付きの公的証明書)

岐南町での手続きは、すべて終了されましたか？

- ・転出を取りやめるとき
「転出証明書」と「印鑑(認印)」を持参のうえ、転出取消の手続きをして下さい。
 - ・「介護保険受給資格証明書(更新手続用等)」をお持ちの方は介護支援課で手続き後、返却してください。
- ※転出証明書に記載してある「異動予定年月日」と「転出予定地」が変更となっても、この「転出証明書」で差し支えありません。(ただし、すでに異動日が過去となっている転出証明書の場合、異動日の変更はできません。)
- ※転出入の届出だけでは、本籍地などの戸籍の異動はしませんので、別途届出書と添付書類(戸籍謄本等)が必要となります。(異動が必要な方のみ)
- ※転出者が、国民健康保険加入者の場合は、国民健康保険税額が届出の翌月に変更となります。(世帯主に通知します。)

お知らせ

岐阜県内下記の市町で、戸籍・住民票や税務証明書(所得課税証明書等)などの各種証明書の相互発行を行っています。証明等が必要な方は、各自治体の住民窓口にお尋ね下さい。

- ・必要なもの
印鑑(認印)と運転免許証やパスポート等(申請者が確認できるもの)
- ・広域提携地区
岐阜地域(岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡(岐南町・笠松町)・本巣郡(北方町))
中濃地域(関市・美濃市)
西濃地域(大垣市・海津市・養老郡(養老町)不破郡(垂井町・関ヶ原町)・安八郡(神戸町・輪之内町・安八町)・揖斐郡(揖斐川町・大野町・池田町))

岐南町役場

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

【各課直通ダイヤル】

1階	住民課 tel.058-247-1333	福祉課 tel.058-247-1348
	保険年金課 tel.058-247-1341	健康推進課 tel.058-247-1321
2階	税務課 tel.058-247-1397	徴収課 tel.058-247-1382
	経済環境課 tel.058-247-1370	生涯教育課 tel.058-247-1395
3階	総務課 tel.058-247-1331	企画財政課 tel.058-247-1394
4階	建設課 tel.058-247-1332	水道課 tel.058-247-1371

水道料金事務センター tel.058-259-3700

〒501-6011 岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階西

新天地でのさらなるご活躍をお祈りいたします。